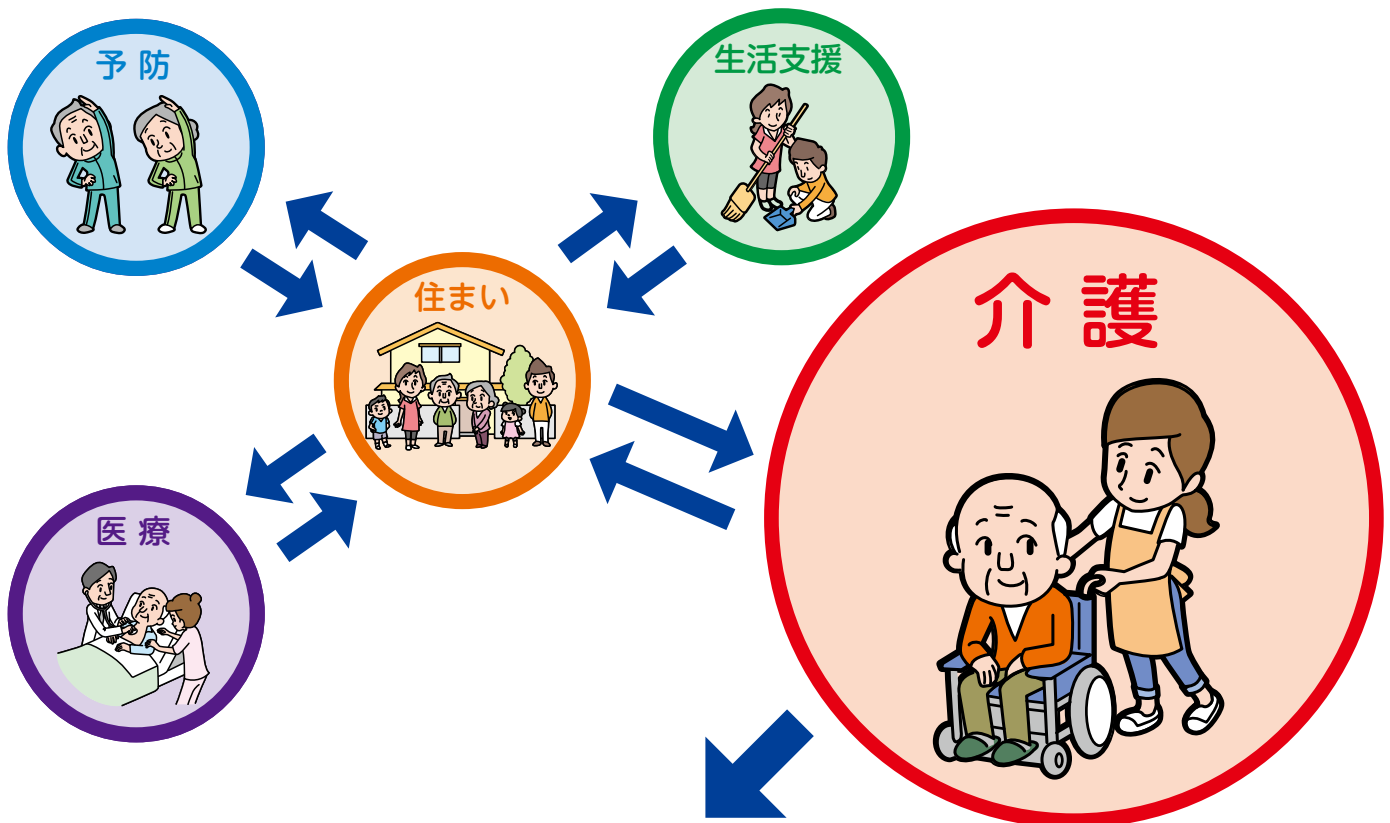


地域包括ケアシステムとは？

高齢になってもいつまでも元気に暮らし続けられ、たとえ障害があっても、介護が必要となっても、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられるまちをつくることです。

その中でも「介護」は、必要な介護サービスの供給や、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように地域で見守るための体制づくりが必要となります。



いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制を目指して…

介護保険サービスの利用について
知りたい人は… **23** ページへ➡

介護が必要になった時に入れる施設
を知りたい人は… **67** ページへ➡

認知症の人を地域で見守るための体制に
ついて知りたい人は… **8** ページへ➡

介護保険サービスの利用について知りたい人

ご自身で身体を動かしたり、ふなばしシルバーリハビリ体操教室に参加するなど
で介護予防に努めていても、いつかは加齢等により介護が必要になるかもしれませ
ん。介護が必要になってからではなく、必要になる前から介護に関する知識を持つ
ことが大切です。いざという時にすぐに行動ができるようにこのリーフレットをご
活用ください。

そもそも介護保険サービスってなに？

日常生活で介護や支援が必要となった場合に、費用の一部(原則として1割から3割)
を支払って利用できる介護保険のサービスです。利用するためには、介護保険の要介
護認定申請が必要です。

どんなサービスがあるの？

訪問を受け、自宅で利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションなど



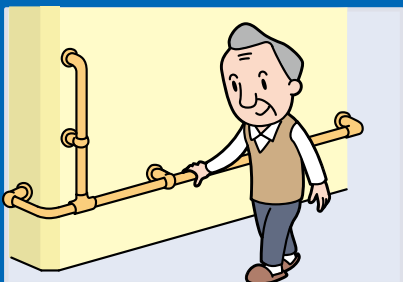
日帰りで利用するサービス

通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーションなど



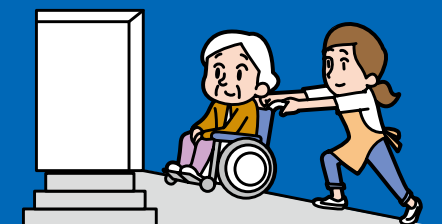
福祉用具と住宅改修

車いす・ベッド・歩行器などの福祉用具の貸与、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修



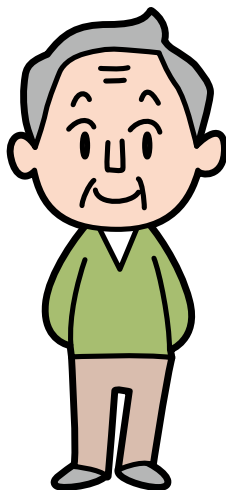
施設に入所して利用するサービス

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など



この他、短期間だけ施設に入所するサービス（ショートステイ）や、訪問・通所・宿泊を組み合わせたサービスなどもあります。

どこに相談すればいいの？



身体状況に不安があるが、
どんなサービスを利用
すればよいかわからない

最近、なんだか生活に
不安がある…

重要

お住まいの地区の地域包括支援センターや在宅介護支援センター（P.5に一覧を掲載）に相談しましょう。ご本人の状態や困りごとなどの相談に応じ、利用できるサービス等をご案内します。

（例 1）基本チェックリスト

地域包括支援センター・在宅介護支援センターでは、**基本チェックリスト**を用いて日常生活に必要な機能の低下がないか調べることもできます。

基本チェックリストとは…日常生活に必要な機能が低下していないか確認するための 25 項目からなる質問票です。

基本チェックリスト（一部抜粋）

- | | |
|--------------------------|-------------------------------|
| ☐ | 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか |
| ☐ | 6 カ月間で 2 ～ 3kg 以上の体重減少がありましたか |
| ☐ | 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか |

（例 2）要介護認定申請

介護保険課や出張所、船橋駅前総合相談窓口センターなどの市の受付窓口申請してください。本人が申請に行くことができない場合などには、家族や地域包括支援センター等に申請を代行してもらうことができます。

申請後、市の職員等による認定調査、主治医の意見書をもとに、審査会を経て認定されます。

要介護認定に関するお問い合わせ：
介護保険課（☎ 047-436-2302）

地域包括支援センターや在宅介護支援センターとは

地域で暮らす高齢者のみなさんを、介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、さまざまな面から総合的に支えるための相談窓口です。

生活機能の低下がみられる人

基本チェックリストにて、生活機能の低下がみられる場合は、「事業対象者」として「介護予防・生活支援サービス事業（※）」を利用できます。

※介護予防・生活支援サービスとは…介護予防訪問型サービス（ホームヘルプサービス）や介護予防生活支援サービス（家事援助）など

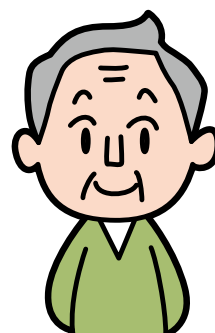
要介護認定を受けたら

要介護認定申請後の認定調査等の結果、「要支援 1・2」「要介護 1～5」に認定された場合は、心身・生活状況に応じた介護保険サービスを受けられます。（P.4 に例）（「非該当」と認定されることもあります。）

要介護認定を受けたら…ケアマネジャーとともに ご自身のケアプランをつくります

船橋市内在住の A さん（80 歳）

妻と死別し、自宅に一人で暮らしていました。2 人の息子はそれぞれ遠方で自分達の家庭を持ち、年 1 回会う程度でした。最近足腰が弱ってきたため、家の中でもつまずきが増え、1 人でお風呂に入るのも難しくなってきました。また、買い物や掃除、洗濯などの家事も行えなくなってきたため、困っていました。



担当の地域包括支援センター（P.5 を参照）に相談したところ、困りごとの解決策の 1 つとして「介護保険サービス」の利用方法などを教えてもらい、要介護認定を申請しました。

調査等の結果「要介護 1」と認定され、A さんの生活状況等に適した「ケアプラン」を担当ケアマネジャーとともに作成しました。（下記の A さんの週間計画）

このケアプランに基づいて生活することで、自分で出来ることが少しずつ増え、自分の望む自立した生活を送ることができるようになりました。

【A さんの週間計画】

	月	火	水	木	金	土	日
午前	[A] 通所介護	友人との交流	[B] 訪問介護 生活援助 (40 分)	[A] 通所介護	趣味の庭いじり		
午後		[C] 訪問リハ				[C] 訪問リハ	

【A】 通所介護（デイサービス）（食事、入浴、生活行為向上のための支援を日帰りで行うサービス。短時間のものもあります。）

（7 時間以上 8 時間未満）

➡ 7,760 円～ 13,110 円

（自己負担額）776 円～ 1,311 円

【B】 訪問介護（ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活支援を行うサービス）

※早朝、夜間、深夜などは加算あり

生活援助（20 分以上 45 分未満）

➡ 2,240 円

（自己負担額）224 円

【C】 訪問リハビリテーション（リハビリ専門職が訪問によるリハビリを行うサービス）

※要支援・要介護は同額

➡ 5,550 円

（自己負担額）555 円

※自己負担額については、1 割負担の場合で 1 回あたりの目安の金額です。（将来変更されることもあります。）

お住まいの地域・町丁名ごとの窓口をご案内します

圏域	お住まいの地域・町丁名	相談窓口 平日 9 時～ 17 時	電話番号
中部		中部地域包括支援センター	047-423-2551
	夏見、夏見町、夏見台、米ヶ崎町	夏見在宅介護支援センター	047-460-1203
	高根町、金杉町、金杉、金杉台、緑台	高根・金杉在宅介護支援センター	047-406-8765
	芝山、新高根、高根台 7 丁目	新高根・芝山、高根台地域包括支援センター	047-404-7061
	高根台（7 丁目除く）	高根台在宅介護支援センター	047-774-0412
東部		東部地域包括支援センター	047-490-4171
	二宮、飯山満町、滝台町、滝台	二宮・飯山満在宅介護支援センター	047-461-9993
	薬円台、薬園台町、七林町	薬円台在宅介護支援センター	047-496-2355
	前原東、前原西、中野木	前原地域包括支援センター	047-403-3201
	三山、田喜野井、習志野	三山・田喜野井地域包括支援センター	047-403-5155
	習志野台、西習志野	習志野台地域包括支援センター	047-462-0002
西部		西部地域包括支援センター	047-302-2628
	山野町、印内町、葛飾町、本郷町、古作町、古作、西船、印内、東中山	葛飾在宅介護支援センター	047-410-0072
	二子町、本中山	中山在宅介護支援センター	047-302-3212
	行田町、行田、山手、北本町、前貝塚町、旭町	塚田地域包括支援センター	047-404-7221
	丸山、上山町、馬込西、馬込町、藤原	法典地域包括支援センター	047-430-4140
南部		南部地域包括支援センター	047-436-2883
	宮本、市場、東船橋、東町、駿河台	宮本在宅介護支援センター	047-420-7011
	本町 3 丁目、湊町、浜町、若松、日の出、西浦、栄町、潮見町、高瀬町	湊町在宅介護支援センター	047-409-1270
	本町（3 丁目除く）	本町在宅介護支援センター	047-422-9800
	南本町、海神、海神町、海神町東、海神町西、海神町南、南海神	海神在宅介護支援センター	047-410-1230
北部		北部地域包括支援センター	047-440-7935
	三咲町、三咲、南三咲	三咲在宅介護支援センター	047-404-7333
	松が丘	松が丘在宅介護支援センター	047-461-3465
	大穴町、大穴南、大穴北	大穴在宅介護支援センター	047-400-2355
	二和東、二和西	二和・八木が谷地域包括支援センター	047-448-7115
	八木が谷町、咲が丘、みやぎ台、八木が谷、高野台	八木が谷在宅介護支援センター	047-448-6300
	古和釜町、小室町、小野田町、大神保町、神保町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町	豊富・坪井地域包括支援センター	047-457-3331
	坪井東、坪井西、坪井町	坪井在宅介護支援センター	047-469-1100

船橋市高齢者まちかど案内所

令和元年 10 月 1 日から実施しており、右のステッカーが貼ってある船橋市内の介護保険事業所、薬局、接骨院・整骨院、はり・きゅう・マッサージ施設等で介護予防・介護に関するサービスや申請窓口などのご案内をします。

問い合わせ先：地域包括ケア推進課 ☎ 047-436-2354



介護が必要になった時に入れる施設を知りたい人

各施設の情報は、高齢者福祉課施設整備係（☎ 047-436-2353）にお問い合わせください。また、市のホームページでも高齢者施設の一覧を掲載しています。

なお、各サービスの自己負担額の目安（介護付き有料老人ホームを除く）については、介護保険課（☎ 047-436-2304）にお問い合わせください。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、自宅での生活が困難な人が入所して、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。

対象：要介護3以上の認定を受けている人
（ただし、要介護1・2の人で、やむを得ない事情により在宅生活が困難と判断された場合は、特例的に入所申込ができます。）

自己負担額の目安（1か月につき、1割負担の場合）

要介護1～5	多床室	20,807円～30,433円
	ユニット型個室	23,780円～33,475円

※このほか、食費や居住費、日常生活費などは実費分として別途費用がかかります。（所得の少ない人には、食費・居住費の減額制度があります。）



介護老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。

対象：要介護1から5の認定を受けている人

自己負担額の目安（1か月につき、1割負担の場合）

要介護1～5	多床室	27,464円～34,696円
	ユニット型個室	27,668円～34,831円

※このほか、食費や居住費、日常生活費などは実費分として別途費用がかかります。（所得の少ない人には、食費・居住費の減額制度があります。）



理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などのリハビリテーション専門職がご本人の目的や希望に合わせたリハビリテーションを行います。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けながら、共同生活をする住居です。

対象：要支援 2 または要介護 1 ～ 5 の認定を受けている人で、認知症の診断を受けた市内在住の人

自己負担額の目安（1 か月につき、1 割負担の場合）

要介護1～5	29,368 円～ 32,744 円
要支援 2	29,223 円

※このほか、食費や居住費、日常生活費などは実費分として別途費用がかかります。



介護付き有料老人ホーム

日常生活上の支援や介護が受けられる有料老人ホームです。

介護付き有料老人ホームには、介護専門型、混合型の 2 タイプがあり、混合型は自立の人から要支援、要介護の人まで幅広く入居することができます。

対象：高齢者（具体的な年齢は施設によって異なります）

費用：各施設によって異なりますので、詳しくは施設にお問い合わせください。



その他：多様な高齢期の人の住まい

近年では、高齢期の人の住まいも多様です。例えば、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホームなどがあり、施設外の企業が提供する介護サービスによる介護を受けることも可能です。

詳しくはみんなでつくろう地域包括ケアシステム「住まい編」をご覧ください。

問い合わせ先：地域包括ケア推進課 ☎ 047-436-2354



認知症の人にやさしいまち・船橋をめざして

問い合わせ先：包括支援課 ☎ 047-436-2558

認知症って？

脳に起きた何らかの障害によって認知症になると、いったん獲得された知的機能（記憶する、時・場所・人などを認識するなど）が低下し、日常生活を送ることが困難になります。

今後、高齢者の増加に伴い、認知症の人も増えていくと予測されます。船橋市では認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

①認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識を身に付けるために、認知症の原因や症状、また認知症の人及びその家族への接し方について学ぶ講座です。講座を受けた人には、認知症サポーターの証として「オレンジリング」をお渡しいたします。



②徘徊模擬訓練

認知症への理解を深めるとともに、徘徊している認知症高齢者への声かけ方法の講話や体験を通じ、認知症の人の気持ちに配慮した声かけや見守り方を学びます。地域で声かけ、見守り、保護していく仕組みを整備するために、市民参加型の訓練を市内各地で実施しています。



③認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、専門職等のだれもが気軽に集い交流できる場である「認知症カフェ」の開設支援を行っています。

市ホームページ等で開催場所をご確認のうえ、是非お近くの認知症カフェにお立ち寄りください。



みまもりあいプロジェクト

認知症高齢者等が行方不明になった場合に、社団法人セーフティネットリソーシングが提供する「みまもりあいアプリ」を使った情報共有を行っています。行方不明者情報が寄せられると、市役所から半径 20km 内にいるアプリ登録者に、行方不明者の性別・身長・体型・衣服・持ち物などの情報が届きます。

ぜひ右のコードからスマートフォンで「みまもりあいアプリ」をダウンロードし、**協力者（みまもる人）**になってください。

問い合わせ先：地域包括ケア推進課 ☎ 047-436-2354



【iPhone用】



【Android用】